

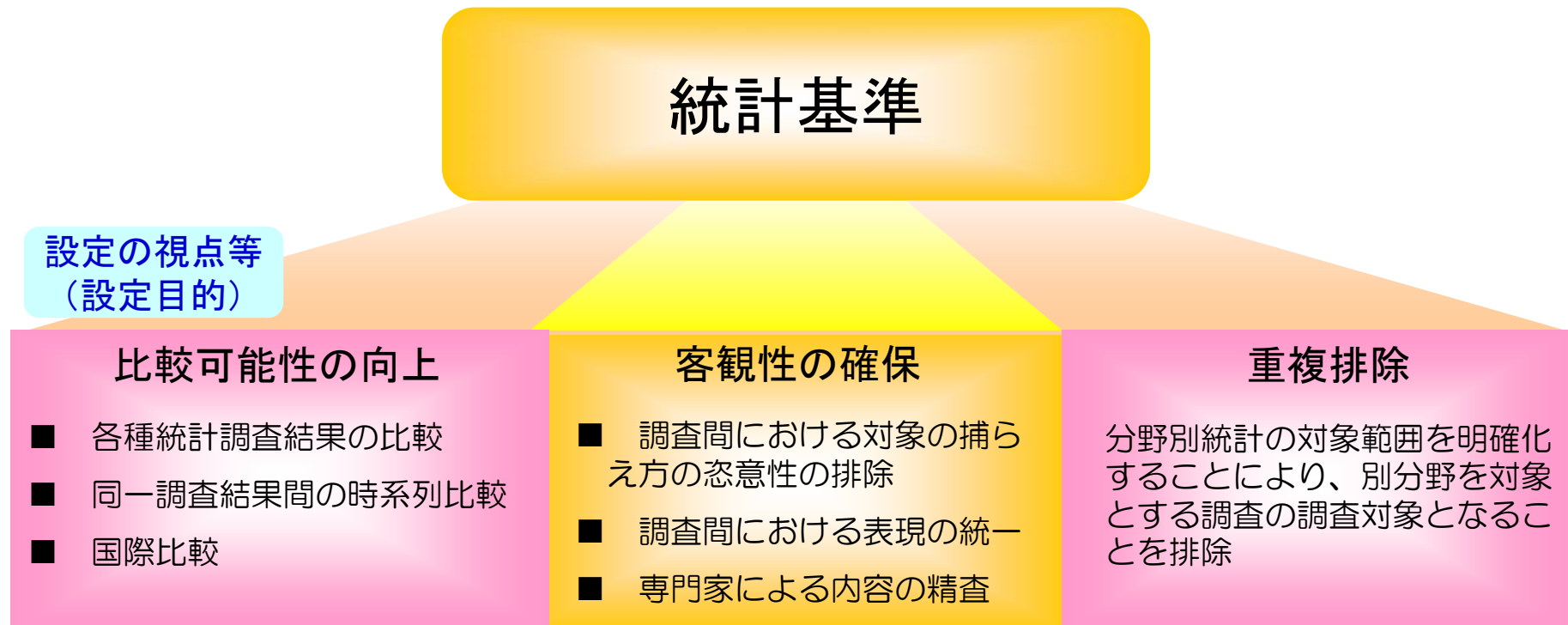
統計基準の概要

平成21年12月21日

総務省政策統括官(統計基準担当)

1 統計基準について

- 「統計基準」とは、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準をいう。(統計法第二条第9項)



2 現行の統計基準（現在政令で定めている分類。政令で定める予定を含む。）

日本標準産業分類

- 統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準
- 事業所において社会的分業として行われる財貨又はサービスの生産又は提供に係る全ての経済活動を分類したもの
- 昭和24年10月の設定以降、平成19年11月までの間に12回の改定を実施
- 現在の分類は、統計法に基づく統計基準として平成21年3月に設定

疾病、傷害及び死因の統計分類

- 統計調査の結果を疾病、傷害又は死因別に表示する場合の統計基準
- 本分類については、その内容が医療に関する専門的事項であることから、厚生労働省社会保障審議会において検討され、その結果を受けて、総務大臣が統計基準として設定
- 昭和26年4月の設定以降、平成6年10月までの間に4回の改定を実施
- 現在の分類は、統計法に基づく統計基準として平成21年3月に設定

日本標準職業分類

- 統計調査の結果を職業別に表示する場合の統計基準
- 個人が従事する仕事の類似性に着目して区分し、それを体系化したもの
- 昭和35年3月の設定以降、平成9年12月までの間に4回の改定を実施
- 現在の分類は、統計法に基づく統計基準として、平成21年中に設定予定

※ 統計基準としては、上記の政令で定めている分類のほか、「日本標準商品分類」、「指数の基準時及びウェイト時の更新についての基準」及び「季節調整法の適用に当たっての基準」がある。

(参考)

統計基準関係法令

○統計法(平成19年法律第53号)(抄)

(定義)

第二条

9 この法律において「統計基準」とは、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための記述的な基準をいう。

(統計基準の設定)

第二十八条 総務大臣は政令で定めるところにより、統計基準を定めなければならない。

2 総務大臣は、前項の統計基準を定めようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 総務大臣は、第一項の統計基準を定めたときは、これを公示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

○統計施行令(平成20年政令第334号)(抄)

(統計基準の設定方法)

第十条 法第二十八条第一項の統計基準は、公的統計の統一性又は総合性を確保を必要とする事項ごとに定めなければならない。